

1. 事故発生の日時 令和5年2月7日(火) 10時38分頃

2. 事故発生の場所 有田川町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：河川修繕工事

工期：令和4年10月19日～令和5年3月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

被災者は、堤防上のバックホウをバックで移動させていたところ、河川側に近づき過ぎたため車体のバランスを崩し、約3.6m下の河川内に転落した。

○男性1名死亡

6. 事故原因

- ・労働安全衛生規則において、「車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない」とされているが、作業計画を定めていなかったこと。
- ・また、「車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない」とされているが、措置が講じられていなかったこと。
- ・「路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない」とされているが、誘導者を配置していなかったこと。

7. 本件における改善対策

- ・堤防上でバックホウを用いて作業を行う場合において、転倒又は転落の危険があるときは、誘導者の配置、トラロープでの路肩の明示の上、シートベルトを必ず使用すること。